

の 市報

みのかも

No.108

6月号

昭和43年6月1日発行

編集

秘書企画課

発行

岐阜県美濃加茂市

美濃加茂市太田町

電話(05742)5-2111

人口の動き

5月1日現在

総人口 34,388人

男 16,933人

女 17,455人

(昨年同月33,845人)

世帯数 7,656戸

(昨年月 7,550戸)

住民登録より

手洗いを忘れずに 蚊の駆除を定期的に



赤痢日本脳炎が流行シマス!

この表紙は、東中三年

桑原和弘君の作品です。

として保存しておいてください。また
お役にたつときがあると思います。

青少年を健全に育成しよう

青少年育成市民會議

重点目標など話し合う

◆「将来になる青少年を健全に育てるにはどうすればいいか……を……」
◆話し合う青少年育成市民会議が、五月二十日に中央公民館で盛大に……
◆行なわれました。この日は、県青少年センターの小島晴一氏ら助言……
◆者を迎え、各団体の代表が青少年部会、家庭部会など五部会にわ……
◆かれ、それぞれの立場から具体例を出し、真剣に話し合いました。……

青少年会は、社会教育委員、各子ども会育成協議会長、各青年団長、ボーイ・ガールスカウト団委員長、各婦人会役員など約五十人で、「未組織青少年会連繋の間に、問題がでてくる事例を見逃すことができない」とも指摘された意見も出され今後このほか、市民ひとりひとりの協力、家庭での理解を高める方法などについて話し合われました。

を組織につける運動の推進について「など活発な意見の交換がありました。」

おもに話し合われたことは次のとおりです

◆子ども会

青年団の問題としては、未加入団員が非常に多く、団員不足の深刻さを強く打ち出されています。

連合青年団長は、「市の登録団員は現在三百二十五名、実態活動しているのは三百名を割る。」

とくに、太田・古井の市街地では、国の存在すら知らない青年たちが多くいるため、登録団員が少ない。どうすれば、多くの団員を確保することができるか——」など強く訴えていました。

市の年鑑別人口をみると、青年団の該当者（十八歳から二十五歳まで）は、四千九百五十七名という数になります。

この中から、学生、既婚者（女）数を差し引くと、約三千人という該当者がでています。

43年度事業計画予定表

美濃加茂市連合青年団

6月	球技大会(バレー 卓球) 2日、 女性同志の交歓会30日 宿泊研修会、 8日～9日、 春里研修館
7月	総合体育大会(陸上ほか)、 青年の家勤労奉仕 キャンプ 27日～28日 中之島教育キャンプ場
8月	水泳大会、 11日 中農球技大会
9月	県青年祭 8日 秋季球技大会 22日 青年文化祭 1日 宿泊研修会 14日～15日 社会見学 29日 新聞発行下旬
10月	交通安全バレード 6日 各単位団の勤労奉仕 20日
11月	社交ダンス講習会 16日、 23日、 30日 美濃加茂駅伝、 白鳩学園慰問 宿泊研修会 9日～10日
12月	加茂駅伝(白川～太田間) クリスマスケーキづくりおよびテーブルマナー講習会 1日
1月	座談会、 演劇大会 26日
2月	料理講習会 16日
3月	各単位団の勤労奉仕、 文集発行 上旬 宿泊研修会 15日～16日

▽青年信条をつくる
▽歩け歩けのモデルコースを設定
する
などが考えられています。
このうちの、歩け歩けモデルコースは、すでに予備調査が行なわれ、このほど県から指定されました。

た(コース開きは十月上旬の予定)
このモデルコースは、太田駅前
を起点として、下古井から通称枯
ノ木三差路を経て山之上本地に入
り、警察官駐在所前を右折、果樹
園地帯に入り古井荒蕪教本山・旧
飛騨街道・太田駅のコースです。



〔非行対策部会〕

非行対策部会は、民生委員、PTA代表など四十人で行なわれま

した。
この部会は、青少年の非行化の原因となる不健全なものを取り除くにはどうしたらいいか、などを中心に話し合いが重ねられました。とくに話題になったものは、
▽青少年を刺激するようながん具や雑誌が多く出まわっているため、それらなるべく買わないよう各家庭にけいもうする。
▽外出や野外での遊びなどは午後十時までとし、十時になったら家庭に帰るよう「愛のカー」を鳴ら

してほしい。
▽よその子も、うちの子どものように、しなかったり、ほめたりする運動をおこそう。

▽よい友だちをもつよう、家族みんなでみてやろう。……などで今後の推進活動に大きな期待がかけられています。

〔家庭部会〕

家庭部会は「家庭の日のあり方」などを中心として話し合いが行なわれました。司会者の話によるとこの「家庭の日」を理解して実践している家庭は、市内全体で一割程度といわれています。

この数は、市街地と農村部では大きな差があるといわれていますが、実践されていない理由として、家族の長（世帯主）に理解が欠けていたことが第一といわれています。このような家庭では親と子の心のふれ合い、心の結びつきなどが欠け、時代感覚に敏感な子どもを明るく、元気な子どもに育てあげることができないかも知れません。

部会では、月に一度の「家庭の日」を家族みんなで楽しんでいただくため、この運動を広く市民に呼びかけるよう申し合わせました。なお、教育福祉部会交通安全部会は閉会しました。

特殊教育育成会にご加入ください

市教育委員会・同児童委員会・同校長会・同PTA連合会では、可成り地区手をつなぐ親の会の市組織として、特殊教育育成会を結成しようと各方面に発起人となって「会結成」の呼びかけをしています。
不幸にして、いろいろな悪条件をもった児童・生徒をお持ちのご家庭にご理解いただき、この会にご加入いただきますよう、お願いいたします。

特殊教育育成会（別称 手をつなぐ親の会） 結成趣意書並びに加入依頼書

発起人

美濃加茂市教育委員会
美濃加茂市児童委員会
美濃加茂市校長会
美濃加茂市PTA連合会

昭和43年度岐阜県特殊教育育成会の県大会を、6月23日太田小学校において開催されることになりました。これを契機に本市においても育成会を結成し、いちだんと特殊教育の振興をはかりたいと存じます。

人として生まれて、それぞれ尊い使命と素質を誰しもが持っておりますが、種々の悪条件のために苦しんでいる児童・生徒、そのために日夜心を痛めている父母の心情は察するに余りあるものがあります。それらの児童・生徒の能力をじゅうぶんに開発し、自立しうるための教育は格段の努力と施設・設備を必要といたします。

そのためには、全市をあげての理解と協力を得なければ万全を期することが困難です。

他都市においては、すでにこの運動を強力に進めているところもありますので、皆様方の深いご理解のもとに、ぜひともご賛同を得て本市の育成会を結成いたしたいと存じます。

※ 本会の趣旨にご賛同いただけます方は、各地区の小学校長までご連絡ください。

※ 育成会の結成は6月15日ごろ予定しています。

加入申込先 各地区の小学校か市教育委員会学校教育課

会 費 普通会員 年額200円 賛助会員 年額500円以上 特別賛助会員 年額3,000円以上

ことしの稲作

10アールで10俵収穫しましょう

田植えの時期を迎えました。

ことしは、構造改善による基盤整備地での大型トラクターの利用や、田植機による機械植え、直まき栽培など新しい稲作に向けてスタートする話題の多い年になりそうです。

十アール当りの収量は、最近技術の進歩によって、十俵を収穫するのにも通くないといわれています。十アール当り十俵を収穫するにはどんなことに注意したらよいのでしょうか。今月はその「カンどころ」についてお知らせします。

元肥主眼から追肥主眼へ

今までの肥料のやり方は、元肥を多く与え、追肥は控えめにしたものです。しかし、これからは登熟歩合(実入り)をよくすることが増収の一環たいせつなところですから、それには、元肥を従来の施肥量よりやや少なめにし、前半の過繁茂を避け、無効分けつを少なくして追肥や実肥を多く施した方がよいようです。

若苗はやや密植で

穂をもつ茎は、七月半ば頃までに分けつしたもののみであるようです。したがって、それまでに分けつさせて必要な穂数を確保することは必ずしも必要です。

そのためには、まず密植にして株数を増し、分けつしやすい若苗

を幾分早めに植えつけるようにしてください。

早生品種ほど早めに密植することが必要なことです。

メイ虫(一化期)と

ヒメトビウカの防除を

メイ虫の被害は、七月始めからあらわれます。六月下旬から七月上旬にかけてBHC殺剤(ガンコイドル)をまいて防除してください。また、最近シマハガレ病が早稲えのものに多く広がっていますが、これは、ヒメトビウカ

カによって広がっています。

シマハガレ病を防ぐため、六月始め頃からBHC殺剤をまいてください。

ことしは紋枯病防除も

紋枯病は七月下旬から八月上旬に発生しやすくなります。この時期に入ったら有機性殺菌剤(モンゼット・ネオアズデン)を2回くらい散布してください。

このほか、除草剤については使用法などじゅうぶん注意して使用してください。(農業改良普及所)



新しい稲作に向けてスタート

大型トラクターによる共同苗しろづくり (加茂野町稲辺)

農地の転用や移動には必ず許可を

最近、市のあちこちで新しい家が建ったり、非農家の人の作業場ができたりにています。

これら、ほとんどが農地の転用によるものですが、農地は、農業委員会に無断で他人に譲渡したり、つぶしたり、かい(潰)壊したりすることができません。

農地の転用や、移動には必ず農業委員会に申請して許可が得てから実施してください。

許可をうけずに工事を実施すると、農地法第九十二条の規定によって、工事が即時中止となるばかりでなく、三年以下の懲役または十万円以下の罰金が課せられることになっていきます。

農地の転用や、移動には次のような申請をして許可をうけてください。

農地法第三条の申請
農地、採草放牧地を他の農業者に移転する場合(譲受人は現在二十歳以上経営面積があること)、または地上権、永小作権、賃借権、用賃借権による権利質権など権利の設定、もしくは移転する場合。

農地法第四条の申請
自己所有の農地を、農地以外の宅地とか山林などに転用する場合。

農地法第五条の申請
農地、採草放牧地をこれ以外に転用(宅地などにする)する場合。この場合所有権移転、地上権設定、賃借権などがともなうもの。要約すると、土地のない人が耕作者から土地に買い手になる場合などというようになります。

農地法第二十条の申請
農地または採草放牧地などの賃借権の解除、解約の申し入れ、合意の解約、賃借権の更新は、この許可なくしてはできません。

農地転用許可基準
一般的基準(抜粋)
(1)申請目的実現の確実性
滞滞なく目的に供すること、資金の調達の見込みがあること。

(2)計画面積
目的実現のため、必要な最少限度の面積であること。

(3)位置
集団農地を形成するなど農業生産条件に及ぼす影響が少ないこと。

(4)排水
農水産業、公衆衛生などに及ぼす影響が少ないこと。

(5)被害防除
転用に伴ない土砂の流失、崩れ、ゆずれ、水、枯石などにより被害が生ずるおそれがある場合は、必要な防除措置がとられていること。

詳しくは農業委員会へ



ご協力ください 街区表示板をつけます

市では、七月一日から第一次の住居表示を実施するため、六月中に古井町の神明東・西、中央新町大東東・西を除いた全域に、町の名称と街区符号を表わした「街区表示板」を設置することになりました。

この表示板は、歩行者・諸車などから見やすい、各街区のすみずみの適当な個所、または標柱にはりつけるようになっています。

この場合、表示板を設置するお宅も、実施区域内のみならず、周辺の田舎、あるいは田舎といふことにもなります。

このため、市の係員が表示板を



車がこないか止まったか よくみてわたろう右左

先月春の全国交通安全運動期間中、市内で次のような交通事故が発生しました。事故はほとんどした不注意、緩慢な動作から発生しています。歩行者も運転者もくれぐれも気をつけてください。

▽市外から遊びにきていた子どもが、太田駅前通りの繁華街を横切ろうとして駐車している車のうしろからとび出し、時速三十五キロで北進してきた車にはねられ、一週間のケガをしました。

事故は訴える

加茂署では、この事故を▽運転者が車の通行や、歩行者が多いのにもかかわらず制限速度(三十)以上のスピードを出して走り、横断しようにとした子どもの発見におくれ、急ブレーキをかけたが及ばず衝突してしまった……とみています。

しかしこの事故は、運転者だけの不注意で起きたのではないということがあります。歩行者も道路を横断する場合は、左右をよく確認したり、手をあげて運転者に注意をうながすなどしていただくと、思われるところがあります。いずれにしても六月は雨の多いため、スリップによる事故も多く気をつけてください。

加算恩給請求権の 時効が完成します

昭和三十七年十月施行の法律改正によって、旧軍人の加算恩給請求権の時効が、四十四年九月三十日(加算普通扶助料についてはとし九月三十日)に完成します。

旧軍人で、外地勤務による加算恩給請求権のある方は、早急に市福祉事務所へ請求の手続きをしてください。

とくに、加算普通扶助料についてはその請求期限がことしの九月三十日となっているため、遺族の方は今月中に手続きをするようにしてください。

この場合、遺族が請求できる順序は、妻・子・親の順となっています。なお、請求権の時効が完成した以後の請求は認められません。くわしくは、市福祉事務所でお尋ねください。

毎月第二・第四木曜日午前十時から、関税署だより会議所において定時税務相談所を無料で開設しています。お気軽にどうぞ。

鉄道沿線の 皆様にお願ひ

国鉄では、現在、鉄道妨害運動を全国各地で実施しています。鉄道沿線の皆様は、次のことに協力ください。

- ▽鉄道線路には立ち入らないこと
- ▽鉄道線路付近では、子どもを遊ばせないこと
- ▽踏切では、必ず止まって、左右の安全をよく確認してから通過すること
- ▽列車に向かって物を投げないこと

健康メモ

〇つゆどきを

健康なからだで

高温多湿の六月は、バイ菌やカビ類などが活動しやすい季節です。

また、赤痢や、日本脳炎など恐ろしい病気も、発生しやすいシーズンといえます。

私たちは、このつゆどきの健康管理にじゅうぶん気をつけ、じょうぶなからだで過ごしたいものです。

それには、まず……

- (1) 手洗いを完全に実施しましょう。
- (2) ドブや水たまりのあるところを定期的に消毒して蚊の発生を防ぎ、蚊にさされないよう気を付けましょう。
- (3) 暴飲暴食を避け、胃や腸を保護しましょう。
- (4) できるだけ栄養価の高い食品を、量は少なくても幅広く食べ、からだに抵抗力をつけておきましょう。
- (5) 食中毒が頻りやすい時ですから計画的に献立、調理してなるべく翌日に持ち越さないようにしましょう。とくに食中毒に気をつけてください。
- (6) まな板、ふきんはバイ菌の宝庫です。

まな板・ふきんは完全に洗って干すか、熱湯をかけ消毒しておきましょう。

ことしは明治100年 古い民族資料を あつめています

ことしは明治100年。県内はもとより全国の各地で、いろいろな催しもの、事業が計画され、すでに実行しているところもあります。

市では、この明治100年をより一層意義深いものにするため、記念事業のひとつとして、明治・大正時代、あるいは明治以前の民族資料を広くみなさんから募集することになりました。

この資料は旧太田中を改造した青年センター内にたいせつに保存し、各学校の教材・みなさんの研究などに役立てようというものです。

古い民族資料は、一見なんでもないようなものでも、貴重なものもあります。この資料によっては、市が買い上げるか、みなさんから寄付、提供をいただくか、一時保管などの手続きをして、取りまとめたいと思いますのでよろしくご協力ください。

募集資料

例、古い教科書、書類、日常生活で使用していた「はきもの」「きもの」「うす」「はたおり」など古いものならなんでも。

募集期間 7月1日から8月31日まで
連絡先 市教育委員会社会教育課、または
もよりの連絡所

資料保存・展示場所

太田町西町青年センター（予定）
この資料はこの市報などで紹介する予定です。

ご協力ください

国民年金保険料の申請免除

手続きは六月末日まで

国民年金制度は、被保険者が保険料を拠出し、国も保険料の半額に相当する額を負担して、これを積み立て、その積立金から給付を行なう仕組みがとられています。しかし、数ある被保険者の中には、無職の人や失業している人、また、全く収入の道のない人などもありました。

国民年金では、このような人たちのために特別な取り扱いとして他の年金制度にみられない保険料免除の制度が設けられています。この保険料の免除には、法律に定められた事項に該当するだけで

（例えば障害年金受給者、生保家など）免除される法定免除と所得が一定以下などにより申請して、県知事の承認を得て、保険料の免除が認められる申請免除の二通りがあります。

したがって、法定免除の場合はともかく、申請免除の場合は、この四月から免除を認めてもらうため、六月末までに免除の申請手続きをしなければならぬことになっていきます。この手続きを怠って未納期間があると、年金の額が少なければならず、障害年金などももらえません。

心配ごと相談

◎ お気軽におでかけください
とき 毎週木曜日
午後一時から四時まで
ところ 太田町中央公民館二階

今月の納税

6月29日かぎり

市県民税第一期分
国民健康保険料第三期分

今月の在宅医

9日 野民病院 五二五〇〇
16日 日江井病院（太田） 五二三八二
23日 横山病院 五二四八七
30日 岡田病院 五二〇七一
7月7日 日江井病院（古井） 五一二六二四



春の予防接種

春の予防接種を、次の日程で行ないますので、該当する方は、必ず予防接種を受けてください。

料金 日本脳炎.....150円
腸バ.....無料
結核予防接種.....無料

種別	と き	中々民館	古井連絡所	下古井公民館	山之上連絡所	蜂屋連絡所	加茂野連絡所	下米田連絡所	伊深連絡所	三和連絡所
日本脳炎	1期 昭和39.4.1~40.3.31	6.7	1.30 2.00	6.6	1.30 2.00	6.5	1.30 2.00	6.4	1.30 2.00	6.3
腸バ	1期 昭和39.4.1~40.3.31	6.28	6.27	6.27	6.26	6.26	6.25	6.25	6.24	6.24
	2期 4歳以上の希望者全員	7.5	7.4	7.4	7.3	7.3	7.2	7.2	7.1	7.1
結核予防接種	ツベルクリン	6.18	6.17	6.17	6.12	6.12	6.11	6.11	6.10	6.10
	生後3ヵ月以上30歳未満 判定BCG	6.20	6.19	6.19	6.14	6.14	6.13	6.13	6.12	6.12

※ 商工業の短期融資は市内金融機関で、6月1日～9月30日まで実施、日歩2銭1厘
1口30万円まで、くわしくは市商工観光課または市商工会へ